

治療用装具見舞金Q&A

何を作ったら申請できるの？

別紙参照してください。

申請に必要な書類は？

- ①医療機関の証明書類
- ②装具制作費の領収証
- ③療養費の支給通知書
- ④治療用装具見舞金給付申請書
- ⑤健康保険証
- ⑥互助会員証（学生証）

療養費って？

別紙参照してください。

医療機関の証明書類とは？

医療機関の医師から、公的医療保険を適用する治療において、医師の指示に基づき、治療用装具を製作する（した）ことが証明できる書類です。診断書の場合でも、装具作成の指示がない場合は不可となります。

申請はいつするの？

公的医療保険から療養費の支給を受けて、支給通知をもらったあとです。

いつもらえるの？

1～15日に互助会へ申請したものは翌月1日以降、16日～月末に申請したものは翌月15日以降の給付となります。
支給開始日から3ヵ月以内に受領されない場合は、その権利を放棄したものとみなします。

申請はいつまで？

治療用装具代を装具製作所に支払った領収証の日付の翌月から6ヵ月以内です。
例) 領収証日付が4月15日の場合
10月末日が申請期限です。

いくらもらえるの？

- ①装具製作所に支払った金額
(税抜)
 - ②医療保険から支給された療養費
- $(① - ②) \times 70\% = \text{見舞金給付額}$
(10円未満切捨て)

治療用装具とは？

病状固定前の練習用仮義足や患部変形の矯正用など、治療そのものを目的として医師の処方のもと一時的に使われるもの
のことで、日常生活や職業上必要とされるものや、美容を目的としたものは対象
になりません。

コルセットや膝サポーター
弾性着衣等
弾性ストッキング
弾性スリーブ
弾性グローブ
弾性包帯
義手、義足、義眼など

コルセットや膝サポーターなどの治療用装具は、原則として、市販品は含まれず、装具会社にて作成された装具等だけが対象となります。

療養費とは？

療養費とは？

医療保険では、保険医療機関の窓口で保険証を提出して診療を受けるのが原則です。したがって、保険の資格はあるけれど、被保険者証が手元にないため保険証を持参せずに医療機関等で受診した場合や、やむを得ない事情で非保険医（健康保険を取り扱っていない、つまり保険証で診療できない医療機関）にかかった場合などは、保険は使えないため全額自費扱いとなり、窓口で医療費の全額を支払うこととなります。

ただし、所定の認められた場合であれば、いったん医療費を全額自己負担をしますが、あとからその費用が払い戻される（これを療養費といいます）という制度があります。

療養費が支給されるのはどんな場合？

- ①旅行先での急病・ケガなど、保険証を持たずに診療を受けた場合
- ②旅行先で急病・ケガとなったが、近くに保険医療機関がなかったため、やむを得ず非保険医で自費診療をした場合（ただし、この場合はやむを得ない理由が認められる必要がある）
- ③骨折、捻挫などで柔道整復師の施術を受けた場合
- ④医師が必要と認めたマッサージ、針（鍼）・灸（はり・きゅう）、あんまを受けた場合
- ⑤医師が必要と認めた義手、義足、義眼、コルセット、ひざサポーターなどの治療用装具を購入した場合
- ⑥会社が健康保険の資格取得届の手続き中などやむを得ない理由で保険証を提出できない場合
- ⑦就職・転職で新たに健康保険に加入したが、それ以前に加入していた国民健康保険などで診療を受けてしまった場合
- ⑧労災保険で診療を受けたが、労災と認定されなかった場合
- ⑨生血の輸血をした場合
- ⑩海外の医療機関で診療を受けた場合
- ⑪感染症予防法により、隔離収容された場合で薬価を徴収された場合
- ⑫骨髄移植と臍帯血（さいたいけつ）の搬送費を負担した場合

療養費の申請方法は？

各保険によって異なりますので、ご自分で各保険の窓口にお問い合わせください。